

# 市議会臨時会提出議案

山 形 市

## 令和4年7月臨時会議案目次

議案番号	件名
議第53号	化学消防ポンプ自動車の購入について
議第54号	「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に基づく特定事業に係る契約の締結について」の一部変更について（山形市立商業高等学校校舎等改築事業）
議第55号	山形市職員の育児休業等に関する条例及び山形市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
議第56号	山形市手数料条例の一部改正について

議第53号

化学消防ポンプ自動車の購入について

次のとおり、化学消防ポンプ自動車を購入する。

令和4年7月22日提出

山形市長 佐藤孝弘

- |   |       |               |
|---|-------|---------------|
| 1 | 名 称   | 化学消防ポンプ自動車    |
| 2 | 数 量   | 1台            |
| 3 | 購入金額  | 金85,413,140円  |
| 4 | 購 入 先 | 株式会社長谷川ポンプ製作所 |
| 5 | 契約の方法 | 指名競争入札        |

理 由

化学消防ポンプ自動車を購入するため、契約及び財産の取得又は処分並びに財産の管理等に関する条例第3条の規定により、議決を求めようとするものである。

議第54号

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に基づく特定事業に係る契約の締結について」の一部変更について

平成31年3月19日に議決を経た議第19号「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に基づく特定事業に係る契約の締結について」の一部を次のように変更する。

令和4年7月22日提出

山形市長 佐藤 孝弘

3契約金額の項中「金10,494,134,122円」を「金10,622,156,122円」に改める。

理 由

山形市立商業高等学校校舎等改築事業に係る契約について、契約金額を変更しようとするものである。

議第55号

山形市職員の育児休業等に関する条例及び山形市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

山形市職員の育児休業等に関する条例及び山形市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和4年7月22日提出

山形市長 佐藤孝弘

山形市職員の育児休業等に関する条例及び山形市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

(山形市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第1条 山形市職員の育児休業等に関する条例（平成4年市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「次のいずれかに該当する非常勤職員」を「非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの」に改め、同号ア（ア）中「第2条の4」を「当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあつては当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の4」に、「、2歳」を「当該子が2歳」に改め、同号イを次のように改める。

イ 次のいずれかに該当する非常勤職員

- (ア) その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日。以下（ア）において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であつて、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの
- (イ) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であつ

て、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条第5号ウを削る。

第2条の3第3号中「ため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて」を「非常勤職員が」に、「とき。」を「場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であつて第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、市長が定める特別の事情がある場合にあってはウに掲げる場合に該当する場合）」に改め、同号イを同号ウとし、同号ア中「当該非常勤職員がする」を「当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする」に、「当該配偶者がする」を「当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする」に改め、同号アを同号イとし、同号にアとして次のように加える。

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合  
第2条の3第3号に次のように加える。

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号

に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の4中「ため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合」を「非常勤職員が、次の各号に掲げる場合」に、「とき」を「場合(当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であつて次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、市長が定める特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合)」に改め、同条中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同条に第1号として次の1号を加える。

- (1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の4に次の1号を加える。

- (4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の5を削る。

第3条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、同条第8号中「その任期」を「任期を定めて採用された職員であつて、当該任期」に、「非常勤職員」を「もの」に、「当該育児休業に係る子について、当該任期が」を「当該任期を」に、「に特定職に引き続き」を「引き続いて特定職に」に、「当該任期の末日」を「当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日」に、「当該引き続き採用される」を「当該採用の」に改め、同号を同条第7号とし、同条の次に次の1条を加える。

(育児休業法第2条第1項第1号の条例で定める期間)

第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の条例で定める期間は、57日間とする。

第11条第6号中「期間の」を「期間を」に、「育児休業等計画書」を「育児短時間勤務

計画書」に改める。

(山形市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第2条 山形市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年市条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表第2第16号の項期間の欄中「出産の日後8週間」を「出産の日以後1年」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に育児休業等計画書を提出した職員に対する第1条の規定による改正前の山形市職員の育児休業等に関する条例第3条（第5号に係る部分に限る。）及び第11条（第6号に係る部分に限る。）の規定の適用については、なお従前の例による。

理 由

育児等と仕事の両立を支援する環境を整備するため、育児休業の取得に係る要件や育児参加のための休暇の対象期間等について所要の改正を行おうとするものである。

山形市手数料条例の一部改正について

山形市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和4年7月22日提出

山形市長 佐藤孝弘

山形市手数料条例の一部を改正する条例

山形市手数料条例（昭和26年市条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表第1の75の項中「第85条第5項」を「第85条第6項」に改め、同表76の項中「第85条第6項」を「第85条第7項」に改め、同表89の項中「第87条の3第5項」を「第87条の3第6項」に改め、同表90の項中「第87条の3第6項」を「第87条の3第7項」に改め、同表91の項中

「

(2) 増築又は改築する住宅に係る長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第5項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定申請手数料（同法第6条第2項の規定による申出をしない場合に限る。）（新築する住宅に係る認定を受けているものを除く。）

」

「

(2) 増築し、若しくは改築する住宅に係る長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第5項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画又は住宅に係る同条第6項若しくは第7項の規定に基づく長期優良住宅維持保全計画の認定申請手数料（長期優良住宅建築等計画の認定申請手数料にあっては、同法第6条第2項の規定による申出をしない場合に限る。）

」

を

に改め、

同表93の項中

「

「

(2) 増築又は改築する住宅に係る長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定申請手数料（同条第2項において準用する同法第6条第2項の規定による申出をしない場合に限る。）

を

(2) 住宅（新築する住宅を除く。）に係る長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の変更の認定申請手数料（長期優良住宅建築等計画の変更の認定申請手数料にあつては、同条第2項において準用する同法第6条第2項の規定による申出をしない場合に限る。）

に改め、

同表97の項中「認定計画実施者」を「認定を受けた者」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。ただし、別表第1の75の項、76の項、89の項及び90の項の改正規定は、公布の日から施行する。

#### 理 由

長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の改正に伴い、増改築を伴わない長期優良住宅の認定に係る申請手数料を新たに設定するとともに、規定の整備をしようとするものである。